

美唄市告示第67号

一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年10月22日

美唄市長職務代理者 美唄市副市長 板東 知文

1 売払物件

物件 番号	所在地番	地目	地積（㎡）	用途地域	最低売却価格（円）	入札保証金（円）
1	美唄市西4条南1丁目1267番10	宅地	294.10	第1種住居地域	4,425,000	450,000
2	美唄市東2条南3丁目4番	宅地	750.96	準工業地域	9,870,000	990,000
3	美唄市東2条南3丁目5番	宅地	927.44	準工業地域	12,190,000	1,220,000
4	美唄市東2条南3丁目23番	宅地	225.07	準工業地域	3,213,000	330,000
5	美唄市大通東1条南4丁目80番34	宅地	98.78	商業地域	2,082,000	210,000
6	美唄市東6条南2丁目1451番694	宅地	408.35	第1種低層住居専用地域	3,396,000	340,000
7	美唄市東6条南2丁目1451番695	宅地	408.26	第1種低層住居専用地域	3,465,000	350,000
8	美唄市東6条南2丁目1451番696	宅地	408.52	第1種低層住居専用地域	3,756,000	380,000
9	美唄市東6条南2丁目1451番697	宅地	408.36	第1種低層住居専用地域	3,679,000	370,000
10	美唄市西2条北2丁目1255番14 付属住宅有（S44年度建築）5LDK（100.61㎡）	宅地	395.97	第2種中高層住居専用地域	3,604,000	370,000
11	美唄市西2条北2丁目1491番26	雑種地	549	第2種中高層住居専用地域	5,820,000	590,000

第1種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率60%
第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%
第2種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%
準工業地域 建ぺい率60% 容積率200%
商業地域 建ぺい率80% 容積率400%

2 入札参加者資格

政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 現地説明会

現地説明会は行いません。

4 申込み受付期間及び場所

インタ - ネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により申込みの受付を行います。

- ・ 申込受付期間 平成 22 年 10 月 28 日（木）午後 1 時から
平成 22 年 11 月 17 日（水）午後 2 時まで（入力完了）

5 入札要領及び契約条項を示す場所

美唄市役所 2 階 契約管財課 電話 0126-62-3131 内線 2154 番

6 入札受付期間及び場所

売却システムにより入札の受付を行います。

- ・ 入札受付期間 平成 22 年 11 月 30 日（火）午後 1 時から
平成 22 年 12 月 7 日（火）午後 1 時まで（入力完了）

7 開札日時及び場所

売却システムにより開札を行います。

- ・ 開札日時 平成 22 年 12 月 7 日（火）午後 1 時
- ・ 開札場所 美唄市役所 2 階 契約管財課

8 入札保証金

- ・ クレジットカードによる納付

売却システムから仮申込みを行い、決められた金額を所定の手続にしたがって納付する。

- ・ 銀行振込による納付

決められた金額を、指定された納入通知書により美唄市指定金融機関から納付する。

- ・ 落札者以外の者には、入札終了後、入札保証金を返還する。
- ・ 落札者には、契約締結を了した後、入札保証金を返還する。
- ・ 落札者が期日までに契約締結しない時は、納付した入札保証金は美唄市に帰属する。
- ・ 入札保証金は、契約保証金に充当できるものとする。

9 入札の方法

入札保証金の納付が完了した Yahoo! JAPAN ID で売却システムから 1 度のみ入札可能。

10 入札の無効

一般競争入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 落札の決定

- ・ 最低売却価格以上で最高の価格を入札した者を落札者として決定する。
- ・ 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじ（自動抽選）の方法により落札者を決定する。

12 契約保証金

- ・ 契約締結の日までに契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額を、指定された納入通知書により美唄市指定金融機関から納入すること。
- ・ 売買代金が完納された場合、契約保証金は返還する。
- ・ 売買代金が期限までに完納されない場合、納付された契約保証金は美唄市に帰属する。
- ・ 契約保証金は、物件の売買代金に充当できるものとする。

13 入札等の取りやめ

売却システムの不具合などにより公有財産売却の手続を中止することがあります。

14 売買契約の締結

- ・ 落札決定通知を受けた日から 14 日以内に売買契約を締結する。
- ・ 売買代金は、指定された納入通知書により期限までに美唄市指定金融機関から納付する。

15 所有権移転等

- ・ 売買代金完納時に所有権を移転する。
- ・ 所有権移転登記は、美唄市で行う。
- ・ 収入印紙、登録免許税その他契約の履行に必要な費用は、落札者の負担とする。

16 その他

入札参加者は、本告示書のほか美唄市インターネット公有財産売却ガイドライン及び売買契約書（案）を十分理解の上入札するものとする。